

「(仮称) 草津市認知症があっても  
安心なまちづくり条例」に  
規定すべき事項について

提案書 (案)

令和元年 12 月

草津市認知症施策推進会議

## 【条例に規定すべき事項について】

目的

定義

基本理念

各主体の役割

- ・ 市民の役割
- ・ 事業者の役割
- ・ 地域組織の役割
- ・ 関係機関の役割
- ・ 市の責務

行動計画の策定

基本となる事項

- ・ 啓発の推進および人材育成
- ・ 認知症の予防等
- ・ 地域づくりおよび社会参加の推進
- ・ 認知症の人およびその家族への支援

(目的)

この条例は、認知症があっても安心なまちづくりの基本理念を定め、市の責務および市民、事業者、地域組織、関係機関の役割を明らかにするとともに、基本となる事項を定めることにより、認知症施策を総合的かつ計画的に推進し、認知症の人やその家族が安心して生活できるまちを実現することを目的とする。

(定義)

この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 認知症 アルツハイマー病その他の神経変性疾患、脳血管疾患その他の疾患により日常生活に支障が生じる程度にまで認知機能が低下した状態をいう。
- (2) 認知症の予防 認知症になるのを遅らせる、認知症になっても進行を緩やかにすることをいう。
- (3) 市民 市内に居住し、通勤し、または通学する者、市内で活動する団体または市内で事業を営む者をいう。
- (4) 事業者 市内において事業を行う企業その他の団体または事業を行う場合における個人をいう。
- (5) 地域組織 町内会、自治会およびまちづくり協議会その他の地縁に基づいて形成された基礎的コミュニティ等であって一定の地域に居住する者で構成された自治組織をいう。
- (6) 関係機関 医療または介護を提供する事業所その他認知症の人やその家族を支援する機関をいう。

(基本理念)

市、市民、事業者、地域組織、関係機関は、次に掲げる事項を基本理念として、認知症があっても安心なまちづくりに取り組むものとする。

- (1) 認知症の人やその家族の意思が尊重され、自分らしく暮らし続けられる地域共生社会・心のバリアフリー社会の実現を目指すこと。
- (2) 認知症の人がその意思により、その有する力を最大限に活かしながら、安全・安心に社会参加できる地域づくりを目指すこと。
- (3) 各主体がそれぞれの役割を認識し、相互に連携・協働して、認知症があっても安心なまちづくりを進めること。

(市民の役割)

- (1) 市民は、誰もが認知症になりうるものとして捉え、認知症に対する正しい知識と、認知症の人とともに生きていくことへの理解を深めるよう努めるものとする。
- (2) 市民は、認知症の人やその家族が安心して暮らせるまちづくりを進めるため、交流や見守り等市民相互の支え合い活動に積極的に取り組むよう努めるものとする。
- (3) 市民は、認知症の予防を含めた認知症への「備え」に努めるとともに、市、事業者、地域組織、関係機関が実施する認知症施策や取組に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

- (1) 事業者は、認知症に関する理解を深めるとともに、従業員等に対し必要な教育を講じ、認知症の人の特性に応じて適切な対応を行うよう努めるものとする。
- (2) 事業者は、認知症の人およびその家族が働きやすい環境で就労が継続できるよう努めるとともに、認知症の人の特性に応じた配慮の下で、社会参加・活躍できる機会の創出に努めるものとする。
- (3) 事業者は、市、地域組織、関係機関が実施する認知症施策や取組に協力するよう努めるものとする。

(地域組織の役割)

- (1) 地域組織は、認知症に関する理解を深めるとともに、認知症の人の見守りや認知症の予防に資する交流や活動ができる居場所づくりなど、地域での支え合いやコミュニティづくりに積極的に取り組むよう努めるものとする。
- (2) 地域組織は、市、事業者、関係機関が実施する認知症施策や取組に協力するよう努めるものとする。

(関係機関の役割)

- (1) 関係機関は、認知症に関する専門知識や技能の向上に努め、良質かつ適切なサービスの提供に努めるものとする。
- (2) 関係機関は、認知症の人の状態に応じ、各主体と相互に連携して適切な支援を切れ目なく行うよう努めるものとする。
- (3) 関係機関は、認知症の人やその家族に対する相談体制を整えるように努めるものとする。
- (4) 関係機関は、市、事業者、地域組織が実施する認知症施策や取組に積極的に協力するよう努めるものとする。

(市の責務)

- (1) 市は、この条例の目的を実現するため、認知症に関する施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。
- (2) 市は、認知症に関する施策の実施にあたっては、認知症の人やその家族の視点を尊重するとともに、市民・事業者・地域組織・関係機関と連携・協働して取り組むものとする。

(行動計画の策定)

- (1) 市は、認知症に関する施策を総合的かつ計画的に進めるため、行動計画を定めるものとする。
- (2) 行動計画は、老人福祉法第20条の8及び介護保険法第117条の規定により作成する計画の認知症施策に関連する事項と調和が保たれたものとする。
- (3) 市は、行動計画に基づく施策の実施状況および効果を検証し、必要に応じてその内容を見直すものとする。

(啓発の推進および人材育成)

- (1) 市は、認知症に関する正しい知識と理解を深めることができるよう、必要な広報および啓発活動を行うとともに、認知症の人やその家族の思いを発信するものとする。
- (2) 市は、認知症に関する正しい知識を持って、地域や職域で認知症の人やその家族を手助けする認知症サポーター養成を推進するものとする。
- (3) 市は、教育機関と協力して、子ども・若者の認知症に関する理解の促進を図るものとする。
- (4) 市は、関係機関と連携し、医療、介護従事者の認知症対応力向上の促進を図るものとする。

(認知症の予防等)

- (1) 市は、認知症の予防に資する活動を促進するための環境づくりを進めるとともに、認知症の予防に関する情報発信や啓発活動を行うものとする。
- (2) 市は、地域組織が主体的に実施する認知症の予防を目的とした活動に対し必要な支援を行うものとする。
- (3) 市は、認知症の早期発見、その後の適切な支援の実施に向けて、相談・連携体制づくりに取り組むものとする。

(地域づくりおよび社会参加の推進)

市は、認知症の人を含む誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、次に掲げる地域づくりに必要な支援を行うものとする。

- (1) 地域における日頃からの声かけや見守り等を通じた、共生への意識の醸成と認知症状を早期に発見できる体制への支援
- (2) 認知症の人やその家族が、地域の一員として地域での交流を続けることができる環境づくりへの支援
- (3) 認知症の人を含むすべての人が社会での役割または生きがいを持ち、その有する力を最大限に活かせるような社会参加の場の確保への支援

(認知症の人およびその家族への支援)

(1) 市は、認知症の人やその家族が気軽に相談できる体制や交流できる環境づくりに取り組むものとする。

(2) 市は、認知症の容態に応じた適時・適切な支援の早期実施に向けて、関係機関等の連携・協力体制づくりに取り組むものとする。

(3) 市は、認知症の人の判断能力に配慮した成年後見等の権利擁護の取組を推進するものとする。

(4) 市は、認知症の人やその家族が安心して外出できる環境づくりに取り組むものとする。